

滋賀・宮町遺跡 みやまち

1 所在地 滋賀県甲賀郡信楽町大字宮町

2 調査期間 一九九八年(平10) 一月～一九九九年一月

二一九九九年五月～二〇〇〇年三月

3 発掘機関 信楽町教育委員会

4 調査担当者 鈴木良章・高橋加奈子

5 遺跡の種類 宮跡

6 遺跡の年代 八世紀中頃

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回報告する二つの調査地点は、いずれも紫香楽宮推定地である



(水口)

宮町遺跡の西南部にあたる
本誌第二二号で報告した第
一三次調査の北側約三〇m
の地点で第二次調査を、
約二〇〇mの地点で第二四
次調査を行なった。
木簡は、これまでも多
数の木簡が出土している西
大溝SD二二一一三(幅約

一二m深さ約一・五m)から出土した。木簡が出土した黒褐色系粘質土層は三層に分かれているが、年代差がほとんどないと考えられる点は従来と同じである。第二四回調査では形状を有するもの一点、削屑一四六点が出土した。第二五回調査では形状を有するもの八四点、削屑一五六九点が出土しているが、なお整理途上であり、今後点数の変動があり得る。

8 木簡の釈文・内容

一 第二四回調査

(1) □并器事

091

(2) 斤□八□□□□
(冊カ)

091

(3) 川十
三入 □

091

いずれも断片的なもので、文書ないし、帳簿状の木簡の削屑と考えられる。釈読可能なのはこの三点のみである。

二 第二五回調査

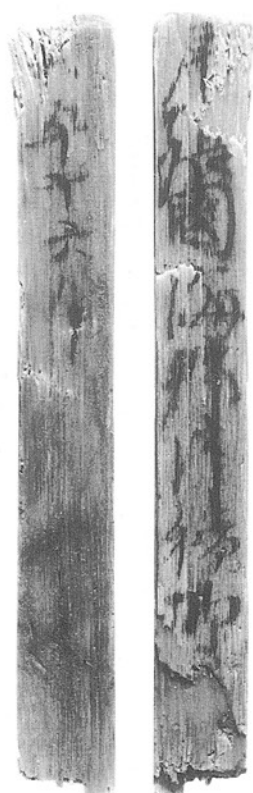
(1) ・「人君牒 □□前

・「充給宜 月一日

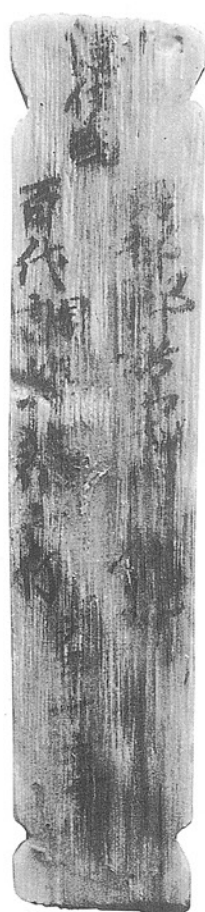
(123)×29×2 019

- (2) $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ [佐伯力] 殿 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 少将殿 (143)×(30)×4 081
- (3) ・「五月八日米四斗七」
 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ [七日力]
- (4) ・「尾張国海郡津積郷」
 「天平十六年」
 147×(40)×5 081
 (107)×13×3 019
- (5) ・「尾張国春部郡池田郷庸米五斗」
 「 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」
 196×22×3 011
- (6) ・「 $\vee$ 参河国 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 郷」
 「 $\vee$ 天平 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 年 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 月 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 力」
 (210)×(13)×9 039
- (7) ・「参 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 郡」 [国力]
 ・「合米五 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 (72)×19×5 019
- (8) 「 $\vee$ 近江国愛智郡蚊野 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 [郷力]
 (93)×20×2 039
- (9) ・「 $\vee$ 近江国坂田郡下坂田郷人身庸米」
 ・「 $\vee$ 六斗 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 須人戸」 [井力]
 155×19×3 033
- (10) ・「近江国浅井郡湯 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 [次力]
 「 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 (69)×12×3 019
- (11) 「 $\vee$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 [近江国力] [郡力]
 (68+55)×21×3 039
- (12) 「 $\vee$ 安八 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 (146)×20×5 033
- (13) ・「 $\times$ 国遠敷郡玉置郷」 私 $\times$ [斗力]
 御調塩 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 「 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」
 ・「天平十五年九月廿九日」 (147)×22×3 019
- (14) ・「 $\times$ 郡弥美里」 [塩力]
 「調 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 三斗」 (115)×27×3 059
- (15) 「 $\vee$ 丹波 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 」 [国力]
 (66)×(21)×7 039
- (16) 「 $\vee$ 丹後国加佐郡田辺郷赤春米五斗 $\vee$ 」 172×16×4 031
- (17) 「 $\vee$ 丹 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ 郡丹波郷 $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} \square & \square \\ \square & \square \end{bmatrix}$ $\vee$ 」 [後国丹力]
 290×41×7 031

- (18) 「> 隱伎国海部郡御宅郷
天平十五年
日下部□□海藻六斤
[調力]
87×22×3 031
- (19) 「> 隱伎国海部郡御宅郷□部
百代調海藻六斤 天平十五年
124×26×6 031
- (20) 「> 隱伎国役道郡 武良郷伊我マ都支波
調鯁六斤 天平十六年
206×25×6 031
- (21) 「> 讃岐国阿野郡□郷戸主酒マ刀良戸貼庸米一俵>
・「> 天平十六年
217×23×6 031
- (22) ・「□□□□□□□□□□
[美 国力][郡力]
・「□□□□□□□□□□
200×24×3 051
- (23) ・「> □□□□□□□□□□
・「> 天平十六年四月□□□□
191×24×6 033
- (24) 「> 大内郷戸主□□□□
[雀力]
(82)×17×4 039
- (25) 「> 田治比部黒麻呂戸米五斗」
169×(19)×2 033
- (26) □「万呂米五斗」
(100)×28×4 059
- (27) □「五斗」
(103)×24×5 059
- (28) □□「麻呂黒人」
□□「壹俵」
(100)×22×9 039
- (29) 「> 御交易烏賊六斤>」
70×16×4 031
- (30) 「> 雑魚煮四百九十」
191×14×5 033
- (31) ・「○中」
・「○衛」
32×18×2 065
- (32) ・□□□□□比□
片佐良七口
- (33) ・□□□□□□□□□□
□□□□
[由加力]
(80)×(10)×4 039
- (34) ・「金万呂戸口阿豆女」
・「一半」
150×(18)×4 051
- (35) 「忌人鳴矢」
(63)×24×2 019



(4)



(19)



(9)表



(16)



(18)



(29)

(9) (18) (19) (29)は、
デジタルカメラによる
赤外線写真

(36) ・「出マ百足」
 [守カ]
☐マ国万呂
☐マ万呂
☐マ万呂
☐マ万呂
 ・「総下」
 129×(70)×6 081

(37) ・王生マ麻呂☐
☐
 (61)×(14)×4 081

(38) ☐枚一上☐☐
 (83)×9×5 059

(39) ☐問☐☐
☐
 用一俵
 (305)×43×5 081

(40) ・「謹謹謹牒」
 謹謹謹牒
☐
☐
☐
☐
 (130)×(75)×11 081

(41) [難波宮カ]
☐
☐
 091

(42)	□□大生マ	091
(43)	丈マ□	091
(44)	初位上	091
(45)	驅丁給一斗	091
(46)	麻呂年廿	091
(47)	□宜承知□ 〔諸白カ〕 仰下旨	091
(48)	□得麻呂	091

(1)は三片が接合したもので、「人君」から出された文書形式の木簡。「宜」をベシと読む位置に記すのは、二条大路木簡にも例がある。文書木簡としては、この他に47の削屑がある。

(2)は二片が接続したもので、何名かの名を記す歴名の木簡であるが、用途は不明。「少将」は中衛府・授刀衛・近衛府・外衛府にも置かれているが、時期的に該当するのは中衛少将のみである。「佐伯殿」については、佐伯氏にはこの段階で衛門督佐伯常人、左衛士督佐伯浄麻呂の、知られる限りで二人の衛府官人がいたことが注目される。このうち常人は、天平一七年元旦に紫香楽宮に大桶鉾を建

てた人物である（『続日本紀』）。

(3)は米の管理に関わる木簡かと思われるが、具体的な内容は不明。

(4)～(30)は付札木簡。諸国貢進物の付札としては、参河、丹波、尾張、美濃、丹後、若狭、隠岐、近江、讃岐国の九カ国のものがあり、

(21)の讃岐国は宮町遺跡では今回が初例。宮町遺跡出土の調庸の付札が、『続日本紀』天平一五年一〇月壬午（二六日）条に紫香楽宮への調庸貢納国として見える東海・東山・北陸道諸国に限定されないことはすでに明らかであるが、さらに南海道の国が加わった。(5)は尾張国からの庸米の荷札であるが、〇一型式のものはいくつにも八例が知られるのみであった。(6)は二片が接合。左辺が四分の一度欠損している。(8)～(11)は近江国の貢進物付札。(11)は接合しない二片からなるが、形態から同一木簡の断片と判断した。(12)は美濃国安八郡か。

(13) (14)は上端が折れて国（郡）名を欠くものの、若狭国の調塩を貢納した木簡と知られる。調塩の木簡は宮町遺跡では初の出土。(15)は丹波国からの木簡で、下半が切断され、左辺も割れているが、右辺に切り込みが残る。(16) (17)は丹後国の貢進物付札。(17)は春米の付札。丹後国は年料春米の貢進国として『延喜式』民部下に見える。赤春米は平城宮木簡にも類例がある。(18)～(20)は隠岐国の貢進物付札。(22)は美濃国または美作国の貢進物付札。(24)は国郡名を記さず、郷名から書き出す。大内郷は伊賀・丹後・伊予にある。

(25) (26)は、年料春米かと推定される米五斗の貢進に関わる付札。(27)も品名は判読できないが同様であろう。(28)の右辺は二次的削り。「戸米」の表記は、これまで平城京長屋王家・二条大路、長岡京木簡に一四例ある。

(29)は烏賊の付札。品目と数量のみを記すが、「御交易」とあることからみて、貢進物付札とみられる。なお、「御交易」の文言は、長屋王家木簡に一例あるのみである。

(30)も品目と数量のみを記す。宮町遺跡からは、これまでに「猪干宍」、「上鯖」などと記した〇五一形式の木簡が出土しており、それとの関連が想定される。

(31)は表裏にそれぞれ「中」「衛」と記す小型の木簡。四つの角を丸く削り、上部中央に穿孔する。同型式で「中衛」と記した木簡は、宮町遺跡ではこれで三例目となる。(32)は、「片佐良」の前の行は墨痕が比較的明瞭であるが、成案がない。(33)は比較的厚みのある材で、表に人名を書き列ね、裏に、左を上にして「上総」と記す。(37)の王生部は壬生部であろう。

今回出土した木簡には、年紀を有するものが多数含まれている。内訳を記せば、天平一五年が若狭一点と隠岐二点、天平一六年が尾張・隠岐・讃岐・国名不明のもの各一点である。宮町遺跡からこれまでに出土した年紀を有する木簡については、天平一三年の一点を除き、全て天平一五年から一七七年にかけてのものであり、これは天

平一四年八月から同一七年五月の紫香樂宮存続期間に含まれることが既に指摘されている（鈴木良章・栄原永遠男「紫香樂宮関連遺跡の調査―宮町遺跡の発掘調査を中心に―」『奈良制・古代都市研究』一六、二〇〇〇年）。今回の事例も、この期間に含まれるものである。

この他、「難波宮」と記されたと思しき削屑⁽⁴⁾の存在も注目される。天平一六年二月、聖武天皇は難波宮から紫香樂宮へ行幸するなど（続日本紀）、両者の関係が密接であったことはいうまでもないが、今後の調査の進展により、両者の関係が出土文字資料の面からも明らかになることが期待される。

なお、木簡の釈読は、紫香樂宮跡調査委員会（木簡解説部会）における検討結果に基づくものである。

（古市 晃〈大阪歴史博物館〉）

文化財写真に携わる人の必携マニュアル

『埋文写真研究』十三号

埋蔵文化財写真技術研究会編

巻頭言

特集 「今 なぜ銀塩か？」

その後のキトラ古墳

CCDを利用した赤外線写真撮影

「報告書」は再生紙で？

何でこうなるの？失敗写真の舞台裏

井上直夫
中村一郎
広瀬繁明
杉本和樹
他

在庫状況のお知らせ

頒価 一―四号 品切れ 五―八号 三五〇〇円

九号 三〇〇〇円 十―十三号 三五〇〇円

送料 一冊―四冊まで 五〇〇円

五冊―十冊まで 一〇〇〇円 一冊以上 無料

ご注文は、当研究会まで直接お申し込みください。

送料金は、郵便振替でお願い致します。

宛先 〒六三〇―八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所気付 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 〇七四二―三〇―六八三八

郵便振替 口座番号 〇一〇五〇―九―九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会宛